

持続可能な観光の実現に向けた先進事例シンポジウム（2023/12/13）

島の自然・文化・暮らしを持 続的に行うための伊計島憲章

伊計島憲章制定事業事務局
上江洲薫



伊計島（うるま市）

面積が1.72km²、多くが琉球石灰岩に覆われている。

1982年「伊計大橋」が架橋されたが、**居住人口は減少**をたどり、国勢調査で1995年が365人だったのが、2020年には253人まで減少。しかし、**この数年、IターンやUターンなどで若干人口増加**。

産業は農業、漁業、宿泊施設、海水浴場（有料）、また、**ダイビングや海水浴などで地元客や外国人などが訪れている**。



1. 伊計島憲章の制定背景

①課題

- 1982年の架橋以前から海水浴客等が来ていたが、架橋後、アガビースク（東の浜）などに、海水浴客やBBQ、ダイビング客などが訪れ、キャンプ・野宿等によるたき火や花火、騒音、釣り等によるゴミの放置、集落内での水着や上半身裸、集落や農道での迷惑な駐車・行為などが発生。
- 伊計島内には、拝所・御嶽が数多くあるが、それらが島外者による改変・破壊が以前から問題となっていた。

②制定の背景

- 沖縄県内では地域憲章が県内離島等で制定が相次ぎ、「公益団法人 沖縄県地域振興協会」の助成もあり、制定。



2. 伊計島憲章の制定の流れ

①大まかな流れ

「伊計島憲章制定事業」での4回のワークショップを開催後、その憲章を地区役員会での検討、審議委員会、区民総会の承認を受けて決定され、2022年4月に公表。

②ワークショップの内容

第1回⇒「地域ルール」づくりと運用について、資源の価値・魅力を把握したうえでの地域ルールの方法（ガイドライン、条例など）や沖縄県内外における住民憲章の制定方法や特徴、課題を通して、伊計島にあった憲章のイメージづくり。
第2回⇒過去から現在までの伊計島の生活・文化・自然などの良さと課題を洗い出し。

②ワークショップの内容

第3回⇒自治会を通じて住民に憲章についてのアンケートを実施し、その結果をもとに意見交換を実施しました。そのアンケートでは、課題に関して、ごみの投棄・放置、島内の風紀の維持、自然環境や景観の維持、拝所等の保全などの回答が多く、「自然と歴史」、「助け合い」、「静かな穏やかな暮らし」、「美ら」などのキーワードが見られた。

第4回⇒ワークショップに参加できていない島民の女性にアンケートや聞き取りを行い、それらと第3回で報告したアンケート結果を踏まえて、自治会長との事前調整を行ったうえで、伊計島憲章（素案）を作成し、ワークショップで提示して意見交換を行い、伊計島憲章（案）を完成。

3. 伊計島憲章の概要

①「目的」「住民の精神の誇り」

先祖から受け継いだ自然や文化を保護し、持続するために伊計島内外に憲章内容を示し、特に観光等の目的で来た来島者に伊計島での迷惑行為の防止、住民へは環境保全の協力等を求めている。

②「住民の義務」

島の環境・景観を保つためにごみの投棄や放置をしないこと、島の暮らしを活かした農業・漁業・観光などの発展につとめること、伝統行事や芸能の参加を促したり、島の発展を考えた土地売却を呼びかけている。

③「来島者の義務」「制限」

ごみの片付けやたき火・花火等の禁止、神聖の場所への侵入や神器等の破壊・持ち出しの禁止、神聖な場所への侵入等に促すようなSNS等による発信の禁止などがあります。

・伊計島憲章の来島者への告知は、島内7か所に憲章の条文を記載された看板を設置することで、浸透を図っています。なお、本憲章は強制でなく、各個人の任意の協力を求めている、具体的な指標を示していない。



伊計島憲章



登伊計懷古へ在伊計村西

伊計城に登り懷古す伊計村の西に在り

伊計村中 百雉の城

伊計村百中雉城、

登臨無限動幽情。

登臨すれば無限に幽情動く。

星移物換經千載、

星移り物換わり千載を経て、

空聽鷗鳴處處鳴。

空しく聴く 鷗鳴の処々に鳴くを。

うるま市教育委員会発行「伊計村遊草」訳注解説
蔡大鼎選より

2022年3月制定 伊計自治会

(目的)

第一条 この憲章は、伊計島の誇りうる先祖から受け継いだ自然と文化の暮らしを美しく保つために、そして、伊計集落を「誰もが住みたくする島」にすることを目的とし、集落の住民と島を訪れる人たちに固く結ぶものである。

(住民の精神の誇り)

第二条 住民は特別上等な手段を考えなくても、先祖から受け継いできた自然に適応する営み、助け合う心、年寄りと子どもを大切にしていこうという理性と感性を切り離せない心を持ち続けていこう。

(住民の義務)

第三条 住民は、島の自然と文化を美しく保つために歴史・文化を重んじ、先祖から受け継いだイーグナー（協働精神）をもとに自然と人を思いやる心を忘れず、子どもたちへ以下のものを伝えていこう。

- 一、島の環境と景観を保つため、いかなる場所においてもゴミを投棄・放置せず、定期的に清掃しよう。
- 二、島の暮らしを活かす農業と漁業、観光などの産業の発展に努めよう。
- 三、古くから伝わる年中行事や芸能は時代を担う子どもたちとともに、積極的に参加し、続けていこう。
- 四、土地を売却する場合は島民や定住をする人を優先に島の発展を第一に考えよう。
- 五、何人も島と島の周囲の自然、環境や景観を大きく損なうような開発行為をしない。

(来島者の義務)

第四条 伊計島は昔からの風紀が保たれた静かで落ち着いた暮らしをもつ島である。そこで、

伊計島の来島者は、島を美しく保つため、住民に対して以下の協力をしなくてはならない。

- 一、海浜や海岸などで釣りなどを行う場合は、ゴミを放置せず、片づけを最後まで行うこと。また、たき火や花火、BGMなどの音楽を流す行為はやらない。
- 二、伊計島周辺のヒシ（浅瀬や岩礁）などで密漁してはならない。
- 三、集落内で水着姿や上半身裸で行動することはやらない。
- 四、御嶽や墓などの神聖な場所に無許可で侵入し、神器などの形状を変えたり、破損させたり、島外へ持ち出したりしてはならない。
- 五、拝みなどの目的で自己の所有地以外に信仰物を造ってはならない。
- 六、空き家や民家の生活空間にむやみやたらに立ち入らない。
- 七、島の暮らしを脅かす撮影やその映像などを無断撮影し、インターネット等で配信してはならない。
- 八、集落や農道などで住民、農家の通行に妨げるようになるような駐車や迷惑行為はやらない。
- 九、島にペットなどを捨ててはいけない。そして、島から在来の植物と動物などを持ち出してはいけない。
- 十、来島者は憲章を理解したうえでその内容を守らなくてはならない。

(制限)

第五条 伊計島憲章は、とくに強要されるものでなく、各個人の任意の協力を必要とする。

2022年3月吉日 伊計自治会

沖縄タイムス
2022年4月22日付

4. 伊計島憲章制定後の効果・影響・取り組み

①「住民の義務」

- ・ 景観保全⇒うるま市景観条例に基づく「伊計島重点地区」に指定され、**憲章での内容を反映させた取り組み開始。**
- ・ 産業振興⇒フクギの枝等を活用した染色体験。

麦栽培の拡大・商品開発。

- ・ 観光振興⇒通信高校がハーリー体験。看護学校生のフィールドワーク。修学旅行の受入れ。
- ・ 共同売店⇒再活性化
- ・ 文化振興⇒**ウシデー**ク(女性祭祀)による交流。



②「訪問者の義務」

- ・保安林伐採
- ・保安林植樹

琉球新報
2023年11月8日付

沖縄タイムス
2023年1月27日付



②「訪問者の義務」

- ・迷惑駐車⇒減少せず、ダイビング客等が伊計島憲章の看板前にも駐車。
- ・インターネット配信⇒減少しているが、憲章制定後も配信。
- ・迷惑行為⇒減少。
海岸等でのたき火・花火、
集落内での水着姿、ペットの放置などは一応守られている。



伊計島憲章は結果的に持続可能な観光となる方向性を示している。今後、住民へのアンケートを基に憲章の改訂も必要性も。以上、伊計島憲章の取組事例の報告は以上です。ありがとうございました。